

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成21年度 包括外部監査分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (22年度)	令和3年度の措置状況	担当課
2 公有財産に関する個別問題 (2) 不法占拠等かどうか確定できない財産 (ア) 農地	【畑(川中島町今井)】(報告書53ページ) 実地調査により占拠事実の有無を確定し、仮に占拠されている場合、その占拠されている市有地の面積を把握後売却又は有償貸付すべきである。	過去の経過を確認するとともに、境界立会いや現地調査を実施し、占拠されている事実が判明した場合は耕作者へ売却又は有償貸付を実施する。	使用者と使用貸借契約を締結した。管財課
2 公有財産に関する個別問題 (2) 不法占拠等かどうか確定できない財産 (イ) 駐車場	【四本柳住宅分譲地残地】(報告書55ページ) 住宅分譲地残地でもあり、事実関係、利用状況、道路の部分を明確にして駐車場として利用されている部分は賃貸借契約を締結すべきである。	過去の経過を確認するとともに、境界立会いや現地調査を実施し、占拠されている事実が判明した場合は占有者への売却又は有償貸付を実施する。 また、市道敷地部分を特定し、該当部分については監理課への所管換えを行う。	使用者5名と賃貸借契約を締結した。管財課

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成21年度 包括外部監査分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (22年度)	令和4年度の措置状況	担当課
2 公有財産に関する個別問題 (1)不法占拠等されている財産 (イ)駐車場	【駐車場敷地(桐原1丁目)】(報告書39ページ) 売却若しくは賃貸借契約を締結すべきである。	土地の権利を主張している用水組合と交渉し、売却又は有償貸付等今後の対応について検討する。	調査の結果、歴史的な経緯を踏まえると、貸付・売却の対象とする未利用の普通財産ではなく、不法占拠にあたらなため、使用貸借契約を要しない土地であることを確認した。
2 公有財産に関する個別問題 (2)不法占拠等かどうか確定できない財産 (ア)農地	【若穂綿内13】(報告書50ページ) 実地調査により占拠事実の有無を確定し、仮に占拠されている場合、その占拠されている市有地の面積を把握後売却又は有償貸付すべきである。	過去の経過を確認するとともに、境界立会いや実地調査を実施し、占拠されている事実が判明した場合は耕作者へ売却又は有償貸付を実施する。	実地調査の結果、現在占拠事実なし。 市有地に不法投棄物が散見されるが、現時点で占拠されている事実は確認できなかった。
2 公有財産に関する個別問題 (2)不法占拠等かどうか確定できない財産 (ア)農地	【若穂綿内14】(報告書50ページ) 実地調査により占拠事実の有無を確定し、仮に占拠されている場合、その占拠されている市有地の面積を把握後売却又は有償貸付すべきである。状況からして隣接地のりんご農家への売却以外難しいと思われる。	過去の経過を確認するとともに、境界立会いや実地調査を実施し、占拠されている事実が判明した場合は耕作者へ売却又は有償貸付を実施する。	実地調査の結果、隣接地のりんご農家へ占拠されていた土地を売却(16,600円)